

山梨県における事例紹介

木橋(特有の損傷)には、評価基準がない！



腐朽・ひび割れ評価基準(案)

著しい腐朽がある:e



部分的な腐朽がある:c



腐朽はみられない:a

主部材に構造ひび割れがある:e

主部材に材料ひび割れがある:c

材料ひび割れ:干割れを想定



2次部材にひび割れがある:b



ひび割れはみられない:a

木橋点検事例(十郎一之橋)

